



平成 26 年 5 月 21 日

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役社長 畑 徹
(JASDAQ・コード 6944)

問合せ先
常務取締役 管理本部長 榎 恒久
電話 03-3245-2011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第 33 条及び第 44 条)

なお、社外取締役との責任限定契約の規定(定款第 33 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条文繰り下げを行うものであります。

2. 日程

取締役会決議 平成 26 年 5 月 21 日

株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日

3. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 3 3 条</u> 当会社は、会社法 4 2 7 条 第 1 項の規定により、社外取 締役との間に任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が 規定する最低限度額とする。
第 3 3 条～第 4 2 条 (条文省略)	第 3 4 条～第 4 3 条 (現行通り)
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 4 4 条</u> 当会社は、会社法 4 2 7 条 第 1 項の規定により、社外監 査役との間に任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が 規定する最低限度額とする。
第 4 3 条～第 5 0 条 (条文省略)	第 4 5 条～第 5 2 条 (現行通り)

以 上